

総務省訓令第30号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月22日

総務大臣 片山 虎之助

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のとおり改正する。

別表3第19(4)中「一時的に」を「一時の目的のために」に改め、「アマチュア局」の次に「及び国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局」を加え、表に次のように加える。

注 当該呼出符号は、行事等にふさわしいものであること。

別紙1第15の18を次のように改める。

18 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局

- (1) 行事等は、国、地方公共団体又は公益的団体が主催、後援、協賛等をしているものであること。
- (2) 行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、相当の公共性を有するものであること。
- (3) 当該アマチュア局の運用が、行事等の意義を広めるとともに、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等に寄与できるものであること。
- (4) 申請者は、社団法人日本アマチュア無線連盟又はアマチュア業務の健全な普及発展を図ることを目的とする社団であって、行事等に密接な関係があるものであること。
- (5) その運用期間は、行事等の開催期間からみて適当なものであること。
- (6) アマチュア局を行事等の開催地内に設置することについて、当該行事等の主催者から同意を得ているものであること。

別紙1第15の18の次に次のように加える。

19 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局

(1) 次の条件に適合すること。

ア 申請者は、科学技術に対する理解と関心を深めること及び教育に資することを目的として通信を行おうとする社団であること。

イ 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、アメリカ航空宇宙局が承認した組織から予定日時等の割当ての同意を得ているものであること。

ウ 教育委員会又は都道府県知事若しくは市町村長その他これらに類する者が国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、教育に資するものとして、自ら主催するもの又は後援、推薦等をしているものであること。

エ 立ち会う無線従事者が、確認できるものであること。

- オ 開設期間は、イの同意内容から見て適当なものであること。
- (2) 次に掲げる事項を確認できる書類を申請書に添付するものであること。
- ア 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、アメリカ航空宇宙局が承認した組織から予定日時等の割当ての同意を得ていることを証明する書類
- イ 教育委員会又は都道府県知事若しくは市町村長その他これらに類する者が国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、教育に資するものとして、自ら主催すること又は後援、推薦等をしていることを証明する書類
- ウ 立ち会う無線従事者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載した書類

附 則

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。